

産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付けに関する 特記仕様書

第1条 目的

産業廃棄物の適正な処理について、運搬車両の表示及び書面の備え付けにより、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、不法投棄の撲滅と適正処理の推進を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

産業廃棄物を収集運搬する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、この特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

第3条 表示義務

産業廃棄物を収集運搬する際には、その車両の両側面に、次の事項を見やすいように表示しなければならない。(別添1)

1. 排出業者が自己運搬する場合
 - ・ 産業廃棄物を収集している旨
 - ・ 排出業者名
2. 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合
 - ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨
 - ・ 許可業者名
 - ・ 許可番号(下6けた以上)

第4条 書類の携帯義務

産業廃棄物の運搬車は、次の書類を常時携帯しなければならない。(別添2)

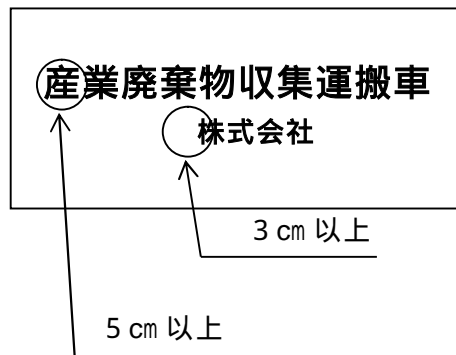
1. 排出業者が自己運搬する場合
 - ・ 「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び量」、「産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」等を記載した書面
2. 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合
 - ・ 許可証の写し
 - ・ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)(なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報)

第5条 実施結果の提出

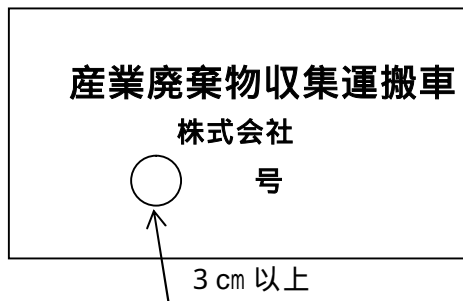
受注者は、産業廃棄物運搬車両の表示状況及び書類の携帯状況を撮影し、工事完了時に工事写真に添付の上、監督員に提出しなければならない。

別添 1 (表示)

自己運搬の場合 (例)



許可業者の場合 (例)



別添 2 (携帯書類)

排出業者が携帯する書類は記載事項に合致すれば、様式は問わない。

自己運搬の場合 (例)

<p>氏名又は名称及び住所 株式会社 県 市 町 番 産業廃棄物の種類・数量 廃 ・ トン 積載日 年 月 日 積載した事業場 工場 県 市 町 番 TEL - - 運搬先の事業場 リサイクルセンター 県 市 町 番 TEL - -</p>
--

許可業者の場合 (例)

<p>産業廃棄物管理票 (マニフェスト)</p>
<p>産業廃棄物 収集運搬業者許可証 (写し)</p>